

「雇用関係助成金」の申請Q & A

Q1. どのような方法で申請できますか。

A1: ①窓口、②郵送、③電子申請のいずれかより申請できます。

Q2. どこに申請すればよいですか。

A2: 事業所の住所を管轄する労働局（沖縄助成金センター、雇用環境・均等室）、ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構、沖縄県となります。

※場所は巻末の助成金等取扱機関の所在地などで確認してください。

Q3. 申請期限はありますか。

A3: 助成金ごとに申請期限が定められています。各助成金ごとに支給要領を確認してください。

Q4. 郵送で申請する際の注意事項はありますか。

A4: 申請期限までに到達していることが必要です。消印が申請期限内であっても到達日が申請期限を過ぎた場合は支給申請期限内に提出されたものと認められません。

※郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。

※書類の不備や記入漏れがないよう、事前によくご確認ください。

※提出された書類により審査を行います。書類の不備又は補正すべき内容があった場合、沖縄労働局長が相当な期間を定めて提出又は補正を求めます。それでも提出又は補正がない場合は、1か月以内を期限に補正を求める書面を発出します。当該期限までに提出又は補正がない場合は、不支給となりますのでご注意ください。

Q5. 申請の際に押印は必要ですか。

A5: いいえ。支給申請書に押印は必要ありません。もちろん、押印してもかまいません。

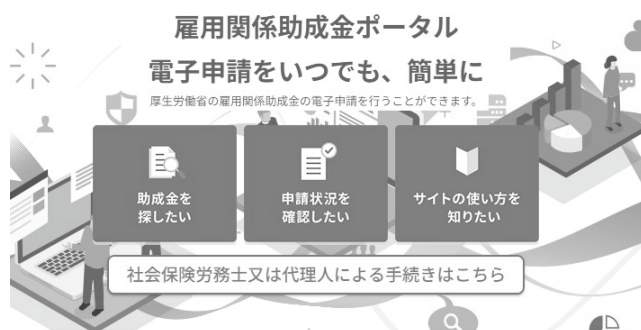
Q6. 電子申請をする際に注意点はありますか。

A6: 雇用関係助成金ポータル又は e-Gov ポータルで電子申請ができます。

電子申請を行う際には事前に「GビズID」の申請・取得が必要です。事業主が社会保険労務士や弁護士等の代理人に電子申請を依頼する場合も「GビズID」の申請・取得が必要です。

【電子申請が可能な助成金】

- ・雇用調整助成金
- ・トライアル雇用助成金
- ・通年雇用助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・産業雇用安定助成金
- ・地域雇用開発助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・早期再就職支援等助成金
- ・人材確保等支援助成金
- ・両立支援等助成金



助成金ポータルサイトはこちらから



Q7. 申請を誰かに依頼することはできますか。

A7: はい。社会保険労務士や弁護士に依頼することができます。

なお、雇用関係助成金の申請については、社会保険労務士法により社会保険労務士や社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、業として行ってはならない（ただし、他の法律に別段の定めがある場合を除く。）とされています。

Q8. 事業主（法人、個人）が申請をする際に、従業員に申請させることはできますか。

A8: はい。従業員を代理人として申請することができます。以下の点にご注意ください。

【支給申請事業主の従業員が、支給申請書類等の提出を行う場合】

原則として※1 事業主はその従業員を代理人として選定し、委任状※2（原本）の提出及び社員証等身分を証明できるものの提示をお願いします（申請後等の提出の都度、必要となります）。この場合、支給申請書等の代理人欄にその従業員の住所等を記載し、当該法人の役員又は当該支給申請事業所の長（支店長、工場長）が支給申請等の手続きを行う場合、委任状は不要です。

※1 支給申請書等の提出のみを行い、支給申請書等の内容面の修正を行わない場合は、委任状の提出が不要の場合もあります。

※2 委任した年月日、受任者、委任者、委任事項等を記載したもの
（下の二次元コードから様式をダウンロードできます）



委任状	
令和 年 月 日	
申請事業主	所在地 名称 氏名
私（申請事業主）は、下記2の者を代理人と定め、下記1の事項について委任します。	
記	
1. 委任事項	
2. 代理人	・住所 ・氏名
・代理に係る報酬の有無（有 ・ 無 ）	
※労働局確認欄 【社員証・免許証・その他 】	

【支給申請事業主の従業員以外の代理人が、支給申請書類等の提出等の手続きを行う場合】

正当な権限のある代理人であるかを確認するため、委任状（原本）の提出及び身分を証明できるものの提示をお願いします。この場合、支給申請書等の代理人欄にその代理人の住所等を記入し、記名する必要があります。

Q9. 申請した書類の原本は保存する必要がありますか。

A9: はい、保存しておく必要があります。

提出又は提示した書類等の原本（原本を提出した場合はその写し。電子情報を含む）や「各助成金要領」に定めがある書類等を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければなりません。

このため、社会保険労務士や弁護士に依頼した場合は、必ず申請した書類の写しを受領して保存してください。

なお、適正支給の観点から、各労働局では支給された後に改めて調査を行う場合があります。この時、申請した書類等が適切に保存されていない場合は、支給決定を取り消し、支給した助成金の返還を求めることがあります。